

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉2550番地

氏名 有限会社イデント  
代表取締役 井手 健太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和5年（2023年）8月16日  
許可の有効年月日 令和8年（2026年）11月12日

## 1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、第13号廃棄物、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上17種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

積替え・保管行為を含む産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上16種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	佐賀県佐賀市金立町大字薬師丸字五本柳874番			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ	備考
燃え殻	0.26㎡	0.21㎡	0.9m	屋外（ドラム缶）
汚泥	0.26㎡	0.21㎡	0.9m	屋外（ドラム缶）
廃油	0.26㎡	0.21㎡	0.9m	屋外（ドラム缶）
廃酸	0.26㎡	0.21㎡	0.9m	屋外（ドラム缶）
廃アルカリ	0.26㎡	0.21㎡	0.9m	屋外（ドラム缶）
動植物性残さ	0.26㎡	0.21㎡	0.9m	屋外（ドラム缶）
鋳さい	0.26㎡	0.21㎡	0.9m	屋外（ドラム缶）
ばいじん	0.26㎡	0.21㎡	0.9m	屋外（ドラム缶）
水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管に限る。）	0.26㎡	0.21㎡	0.9m	屋外（ドラム缶）

（裏面へ続く）

所在地	佐賀県佐賀市金立町大字薬師丸字五本柳874番、875番			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ	備考
紙くず、木くず、繊維くず	14㎡	15㎡	1.2m	屋外（鉄製コンテナ）
がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	14㎡	20㎡	1.5m	屋外（鉄製コンテナ）
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	7.3㎡	7.8㎡	1.2m	屋外（鉄製コンテナ）
石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、木くず、がれき類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず）	7.3㎡	7.8㎡	1.2m	屋外（鉄製コンテナ）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年11月13日 更新許可

令和5年 8月16日 変更許可

積替え・保管行為を含む産業廃棄物の種類（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず）の追加  
以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。